当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六(二の二)　平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算

当期に納付する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算	直接納付分	納付分	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」）	1	円
			利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四の二)「14」）	2	
		みなし納付分	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「30」）	3	
			利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四の二)「15」）	4	
		計 (1)＋(2)＋(3)＋(4)		5	
	間接納付分	納付控除対象外国法人税額又は納付個別控除対象外国法人税額（別表六(五)「10」）		6	
		みなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額（別表六(五)「12」）		7	
		計 (6)＋(7)		8	
	特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表十七(二の二)「16」＋別表十七(三の三)「18」）			9	
	納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計 (1)＋(2)＋(6)＋(9)			10	
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計 (3)＋(4)＋(7)			11	
	計 (10)＋(11)			12	

当期に減額された控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	直接納付分に係る減額分	納付分に係る減額分（別表六(四)「31」）	13	円
		みなし納付分に係る減額分（別表六(四)「32」）	14	
	特定外国子会社等に係る減額分（別表十七(二の二)「17」＋別表十七(三の三)「17」）		15	
	計 (13)＋(14)＋(15)		16	
前期までに減額された控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額のうち未充当分	・　・ ・　・ 期分		17	
	・　・ ・　・ 期分		18	
	・　・ ・　・ 期分		19	
	・　・ ・　・ 期分		20	
	小　計 (17)＋(18)＋(19)＋(20)		21	
合　計 (16)＋(21)			22	
(22)　－　(12)			23	
当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)　－　(22)			24	

別表六（二の二）の記載の仕方

1　この明細書は、内国法人が法第69条《外国税額の控除》若しくは措置法第66条の７《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》若しくは措置法第66条の９の３《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合（平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の７《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》又は第66条の９の７《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は連結法人が法第81条の15《連結事業年度における外国税額の控除》若しくは措置法第68条の91《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》若しくは措置法第68条の93の３《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合（平成21年旧措置法第68条の91《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》又は第68条の93の７《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2　「前期までに減額された控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額のうち未充当分」の各欄には、減額された控除対象外国法人税額（法第69条第１項に規定する控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）又は個別控除対象外国法人税額（法第81条の15第１項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）の未充当額（前期分の別表六(三)「当期分」の「当期使用額⑤」の外書の金額）が最近の事業年度又は連結事業年度の減額分から順次残っているものとした場合の各期別の金額をそれぞれ記載します。

3　適格合併等（適格合併、適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立（平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第２条第12号の15《定義》に規定する適格事後設立をいいます。以下同じ。）をいいます。）が行われた場合の「17」から「20」までの各欄の記載は次によります。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額又は当該適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額を含めて記載します。

(2) 平成22年９月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）又は当該適格分割型分割の日の前日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）を含めて記載します。

(3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人若しくは被現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除きます。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下(3)において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度前の各事業年度若しくは各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）又は当該分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）を含めて記載します。

(4) 当該法人を分割法人等とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）が行われた場合には、当該法人の各事業年度又は各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額から当該適格分割等に係る分割承継法人等に移転した事業に係る部分の金額を控除した金額を記載します。